

こどもの居場所あんしん保険について

～こどもの居場所を運営する団体とボランティアスタッフを守る保険～



こどもの居場所等の活動の主催者が管理している設備の不備や、主催者側の活動中のミスにより発生した偶然な事故によって、利用者など第三者の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失・破損・汚損した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して補償する保険です。

(この保険料は、大阪市が負担しており無料です)



■対象団体

「地域こども支援ネットワーク事業」に登録している団体

(※登録により適応となります)

ただし、次の団体は除く

- ・地域こども支援ネットワーク事業に登録する団体を支援する中間支援組織
- ・市が直営で実施する事業
- ・市の委託により実施する事業補助・助成により実施する事業のうち、市が加入する『大阪市市民活動保険制度』適用事業

■対象となる活動

登録時に記載した大阪市内のこどもの居場所等、及びそれに関連する近隣での活動

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

■保険対象期間

2019年4月1日～2020年3月31日まで

※登録が4月1日以降の場合は、受付日から適応されます。

<問合せ先>

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会/大阪市ボランティア・市民活動センター
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
TEL: 06-6765-4041 FAX: 06-6765-5618
Email: kodomo@osaka-sishakyo.jp



【補償内容】

● 損害賠償責任事故

こどもの居場所等の活動を通じて、主催団体が管理している各種施設・設備・用具等の管理不備、または主催団体のボランティアスタッフの活動中の過失により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、主催団体が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

身体賠償・・・ボランティアスタッフが、参加しているこどもにけがを負わせたなど

財物賠償・・・ボランティアスタッフが、清掃中他人の自転車を壊した、ホウキで車を傷つけたなど

保管物賠償・・・ボランティアスタッフが、他人から借用したもの（借りた会場の備品など）を壊したなど

生産物賠償・・・こども食堂で食事をしたこどもが帰宅後、食中毒を発症し入院したなど



● 傷害事故

こどもの居場所等の活動中に偶然に起きた、ボランティアスタッフのけがや事故、活動場所⇔自宅経路の移動中の事故、熱中症、細菌性食中毒などに対して、保険金をお支払いします。



※主催者に責任がなく、こども等の不注意により発生したケガなどは原則対象になりません。

賠償責任補償 施設賠償・生産物補償	身体	1名 1億円 1事故 5億円(限度額)
	財物	1事故 1億円(限度額)
	保管物	500万円(1保険契約期間につき限度額)
傷害補償 (*従事者のみ)	死亡	1名 500万円
	後遺症	1名 15万～500万円
	入院	1日 3,000円※1
	通院	1日 2,000円※2

※1 事故日から180日以内かつ180日限度

※2 事故日から180日以内かつ90日限度

■ 事故発生時の流れ

事故が発生したら、30日以内に**大阪市ボランティア・市民活動センター**までご連絡ください。

TEL : 06 - 6765 - 4041

